

平成17年第1回潟上市議会定例会会議録（第3日）

○開 議 平成17年 6月17日 午前10:00

○散 会 午前11:50

○出席議員（50名）

1番 二田 功	2番 菅原 伊佐美	3番 千田 正英
4番 鑑 則夫	5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉
7番 吉田 義雄	8番 門間 兵一郎	9番 児玉 春雄
10番 佐々木 松雄	11番 千種 清一	12番 佐藤 昇
13番 大谷 貞廣	15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久
17番 淡路 五十一	18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久
20番 伊藤 金英	21番 村井 政克	22番 佐藤 正信
23番 後藤 一志	24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦
26番 澤井 昭二郎	27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄
30番 西村 武	31番 奈良 与三郎	32番 成田 進
33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏	35番 鑑 仁志
36番 武藤 守	37番 小林 友明	38番 藤原 幸雄
39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄	41番 菅原 俊雄
42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子	44番 堀井 克見
45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男	47番 伊藤 栄悦
48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦	50番 阿部 幸基
51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎	

○欠席議員（1名）

29番 菅原 養太郎

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鑑利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	鈴木久雄
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	石黒敬二郎	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山平東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信
天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第1回潟上市議会定例会日程表（3日目）

平成17年6月17日 午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 議員の一般質問

午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は50名でございます。29番菅原養太郎議員が欠席でございます。もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

（「議長」の声あり）

○議長（赤平末次郎） はい、31番。

○31番（奈良与三郎） これから一般質問が始まるわけでございますけれども、ちょっと発言の機会を与えていただければ幸いです、いかがでしょうか。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午前10時03分 休憩

.....
午前10時07分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に4番 則夫議員、16番 佐藤義久議員、41番 菅原俊雄議員、46番 藤原典男議員の順で行います。

◇4番 則夫議員の発言を許可します。4番 則夫議員。

○4番（則夫） 私は、国民健康保険事業についてお伺い致しますが、この健康保険制度は、国の法律の定めるところにより、国民皆保険加入が義務づけられておりますことはご承知のとおりであります。したがって、その被保険者の職種によって、現在はそれぞれの健康保険に加入しなければならなくなっております。それぞれの保険制度の基本理念は、相互扶助を基調に保険税、あるいは保険料を原資に、国・県のご指導とご支援のもとに各種の事業が運営されております。こうした状況を踏まえ、我が潟上市の国民健康保険事業が税制を始め、加入者の健康の維持・増進を図るとともに、健全なる経営が求められております。

そこで、その基礎的財源であります国民健康保険税、すなわち国保税の賦課徴収が合理的で円滑な推進がこの事業の大きな要となっていることは当然であります。それだけ

に国保税の適正賦課が重要なポイントになってまいりますので、賦課の基礎的根拠などを理路整然としておくとともに、加入者からはご理解とご協力をいただける万全な体制で、納得が得られるような方式でなければなりません。ところが旧3町による合併協議会の話し合いによれば、「国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度からは段階的に税率を調整し、平成20年度からは税率を統一する。なお、賦課方式は平成20年度から資産割を取りやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする」としております。しかし、私は、この賦課方式には疑問を感じますし、国保への加入者も異論であるとの市民の声も私は聞いております。それはなぜかという、私の知っている範囲によれば、国・県からの指導には、賦課構成割合の努力目標値は応能割、すなわち所得割、資産割で50%、また応益割、すなわち均等割、平等割で50%になるよう努めてほしいと指導されていたと私は思っております。この保険事業は、相互扶助という基本理念に立脚した国民健康保険事業であり、努力目標を指導されているものと私は認識しております。この考え方の基調にあるものは、応能割と応益割をそれぞれ半々になるようにとのことだろうと思います。すなわち、所得と資産の大きい方はそれなりに相応した負担をする。また反面、資産の小さい方はそれに相応した負担をするのが当然の理だと私は思いますので、賦課方式は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式は今後も継続していくことが最も妥当と私は思いますが、市長の今後の対処、方針をお伺い致します。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 鑑議員の国民健康保険事業についてご答弁申し上げます。

国民健康保険事業については、鑑議員が申し上げますように、国保事業は相互扶助の精神に基づき実施されておりますことはご承知のとおりであります。また、国保事業は、保険税収入と国庫支出金により、その事業に要する費用を賄うことを原則とした制度でありますので、被保険者に一定程度の保険税の負担を求めることは必要であります。

負担の方法については、鑑議員の申し上げますように所得割及び固定資産の保有という負担能力に着目した応能制と、被保険者均等割及び世帯別平等割という受益に着目したものでありますので、応能制と応益制は3方式、4方式とも50対50が望ましい形と言われております。

このことから、応能制、応益制のバランスを考慮しながら被保険者間の負担の公平を確保するために、現在、不均一であります旧3町の税率の統一と賦課方式の方法につい

て貴重な提言と受け止め、このあと国保運営協議会からご意見を賜りながらご指導をいただき、被保険者の方々からご理解とご協力を得るように努力したいと考えておりますので、宜しくご指導をお願いします。

なお、この国保については、合併法定協議会でもたくさん議論を致しました。「資産割というものを除くとする」と、「資産割と所得割とするとダブル納入じゃないのか」という議論が焦点でありました。そういうことで不均一課税ということで3年間は進むということでございますので、ただいまご答弁申し上げましたが、このあと国保運営協議会と相談しながら進めてまいると。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。はい、4番鑑議員。

○4番（鑑 則夫） ただいまの市長からの答弁は、私の質問の意とするところをご理解していただいたものと私は理解しております。今後の国保事業の運営にあたっては、市長の姿勢の上の基本であります対話と協調、そして発展というこの原則を忘れることなく、この国保事業の発展に努力されることを期待して私の質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） 答弁は必要ございませんね。

○4番（鑑 則夫） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもって4番鑑 則夫議員の質問を終わります。

◇16番佐藤義久議員の発言を許可します。16番。

○16番（佐藤義久） おはようございます。16番の佐藤義久であります。

新生潟上市の誕生をお祝い申し上げるとともに、初代石川市長の船出が選挙によって決定され、合併協議会での委員長としての実績が市民に評価されたことであると考えておるところであります。

去る4月23日の体育協会設立総会でお会いした際にお祝いを申し上げまして、ご支持できなかったことに触れた際は、「選挙だから」と寛容な市長さんを垣間見ることができました。改めて市長就任にご祝詞を申し上げるものであります。誠におめでとうございます。

さらに、3万6,000の夢のある市政運営を期待するものであります。

また、議会の皆様には、このたびの一般質問の機会をいただきましたことに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、早速であります。市長に対しいくつかのご質問を申し上げ、そのご所信をお

伺いたすものであります。

これからの舵取りについては、施政方針に一部ご所信もありましたが、石川市長の選挙中の何枚かのリーフレットによる公約や発言に食い違いがあり、常に揺れ動き、一貫性に欠けている気がしてなりませんし、選挙後にすぐにでもご所信を伺えるものと期待しておりましたが、各種の総会や行事が先になり、初議会が最も遅い方で疑心暗鬼に陥ったのであります。

初めに、まちづくりの理念について、これからの市政運営のためにご確認いたすための質問でありまして、第1点目は、夢と希望のまちづくりと記した選挙広報での新都市計画は、「いきいきとみずから決めて、みずからの責任で行動」とあり、取り方によっては独断に決めるとしております。一方では「市民の目線に立って都市計画の策定を積極的に進めます」と掲げておりますことは、もちろんリーダーシップを発揮してとは理解しております。だが、このたびの施政方針でも個別の計画である都市計画について真っ先に触れられておりましたが、たしかに昭和47年来、私は都市計画においては秋田市都市計画に組み込まれ、足かせとなって潟上市となったこの地域の発展が抑圧されたと認識し、実感している者の一人であります。この点においては、独自の計画を組むことができれば幸いなことと考えておりますが、市長は都市計画審議会などには一切触れておりませんし、どのようなお考えであるか、もちろん合併においてのまちづくりの中で、まさに都市計画、グラウンドデザインも基本中の基本であります。しかし、あくまでも個別のもとであり、先決はビジョン、将来展望に立って基本構想と基本計画が最も重要な方向性を示す市長に課せられた課題の一つと認識しておるのであります。

さらに、このたびの施政方針の中では、初代市長として第1回目の定例会でありながら総合的な潟上市を創造する総括されたまちづくりの理念は語っておりません。私は、ビジョン、基本構想に始まり、中・長期を展望するところにあり、着地点を想像し、そこにいたる道しるべを模索し、さらに財政の裏付けをもって都市像、市民の生活像が必要であると考えたものであります。そこで、潟上市の初代市長として、市民に向けたまちづくりの理念をお聞かせいただきたいのであります。

第2点目には、報道による市長の発言についてであります。選挙直後の「新市長に聞く」のテレビインタビューでは、まちづくりについて、「まず天王を見据え、それから昭和、飯田川と段階的に見る」やの発言があったと記憶しているのですが、その真意は何であったのか。日数が経ってから、他局においては、「均等」との言葉で表現され

ておりましたが、もちろん均衡を図って、保って計画すべきで、一極集中の計画では過疎を誘発する地域も出てくることになると考えられます。この点については、どのようなグラウンドデザインで新市を描くお考えなのでしょうか、そのご所見をお伺いいたすものであります。

さらに、新市の総合発展計画についてであります。市長の総括的な理念が打ち出されることにより政策決定がなされるものであり、合併協議会で協議、合意されている旧3町の建設計画が基本でありますので、新市の将来構想、発展計画は速やかに策定できるものと考えられるものであります。したがって、私たちに与えられた任期中に新市の道しるべを早急にご提案すべきものと考えます。在任にも異議があり、市民の代表としてこれまでの経験を生かし、地域の均衡あるまちづくりにご提言やご意見を述べられるものであります。基本構想から総合発展計画まで、その手順や期限をどのように進めていくお考えか、第3点目にお伺い致します。

第4点目になりますが、報道機関の寄稿文についてであります。4月22日の魁新報の夕刊に、「対話と会話 合併のリーダーの条件」と題して潟上市の63歳の男性の寄稿文をコピーしてお届けしておりますのでご覧いただいたと思いますが、前段、県内では市町村合併が急速に進んでいるに始まり、中段には近代日本の先進的な土台の一つとも言える中国の古典を引用し、リーダーとしての人格、政治に携わる者の責任について語り、後段に平成の大合併は地域の展望を見出しにくい中でしかたなく進展しているように見えると切り出し、特例債にも触れ、将来にわたって住民から良かったと言われるように頑張ってもらいたいと結んでおります。私はまったく同感であり、共鳴できるものであります。ご覧になって、市長のこの寄稿文に対するご感想をお聞かせいただきたいのであります。

以上で私の質問を終わりますが、一連した4点の質問は、市長をキャプテンに船出した潟上の船が未来36,000の夢を乗せて、どのような航路をたどって、どんな港に寄港するのかをお伺いするものでありますので、明確なるご答弁をお願い申し上げます。

(「議長」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 暫時休憩致します。

午前10時25分 休憩

.....
午前10時29分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

このまま一般質問を継続することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしが多数と認めます。よって、会議を継続致します。

当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 16番佐藤議員の一般質問の質問項目第1、まちづくりの理念について、お答え申し上げます。

鴻上市をどのように想像していくのか、市民に向けた「まちづくりの理念を」との質問であります。ご承知のように合併協議会では多くの人の英知と多くの時間を要して新市建設計画を策定致しました。数回にわたる建設検討委員会や住民説明会等を開催して、市民の意見や要望を反映し、鴻上市として取り組むべき、進むべき主要施策と重点プロジェクトと財政指標等を持ってまとめたものであります。このことを踏まえて私は、施政方針において鴻上市の将来について3町合併による魅力ある都市づくりや地域の一体感とコミュニティの醸成に努めていきたいとの思い、主要施策等の中でも所信の一端を申し述べました。その上に立って「対話、協調、発展のまちづくり」を目指すとし、建設計画に掲げる5本の柱を持って必要性、緊急性等々を考慮しながら、このあと策定する総合発展計画で具体的内容を精査していくことを申し上げました。

まちづくりの理念として施政方針に述べた基本方針と、私が選挙公約した内容を踏まえて総合発展計画で肉付けをし、施策として市民の皆様を示してまいりたいと考えております。

質問項目の2番目の報道による市長の発言についてでございますが、「市長に聞く」のテレビインタビューの件でございますけれども、私の基本的な考え方は、鴻上市としての一体的な地域振興であり、このことを踏まえて新市建設計画の策定にもあたってきました。3町はあくまでも対等合併を基本に合併成就したものであり、3地区の一体的均衡ある発展を目指して行政運営に努めてまいりますので、ご理解のほど、宜しくお願い致します。

質問事項の3、新市の総合発展計画について申し上げます。

総合発展計画は、今後さらに地方分権と地域間競争が進む中であって、本市が向かうべき姿を明らかにするとともに、市民にとって「合併して良かった」と実感できるまちづくりを推進していくための行政運営の最上位の計画として位置づけられるものであり

ます。地域の現状分析や新市建設計画等を踏まえて潟上市の将来像やまちづくりの基本目標を明らかにするもので、基本構想の目標年次を平成18年から10年間、平成27年度までとして、現在諸作業を進めております。

スケジュールとしては、市役所内における体系づけはもちろんでありますが、各種団体長等からなる検討委員会を設置するほか、地域審議会や地区懇談会等を開催して、民意を反映した計画としていく方針であります。その過程においては、もちろん全員協議会等を開催していただき、議員の皆様からのご意見、ご提言等をいただく予定としております。

こうしたスケジュール等を考えますと、佐藤議員は任期中に何とかと、こういうご質問であります。この発展計画、基本構想は、ゆうに2年くらいはかかるものと判断します。ですが、迅速かつ各種計画との整合性等を勘案し、1年半くらいをもって策定し、議会に上程していきたいと考えているところであります。総合発展計画に盛り込まれた将来の潟上市のあり様を、職員はもちろん市民が共有してその目標のもとに確実に歩みを進めることが大事であると考えております。

次に、4番目の報道機関の寄稿文についてでございますが、寄稿文の意図しているところは、行政のリーダーは住民の生活の安定と地域の発展のため、真のリーダーとして頑張ってもらいたいという激励の言葉だと受け止めておりますので、私も新市潟上市のリーダーとして初心に戻って頑張ってもらいますので、宜しくお願い致します。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 16番佐藤議員。

○16番（佐藤義久） 市長から理念、今後の進め方、お考えをお聞きしましたけれども、1点だけ、1年半くらいかかる総合発展計画について、私はものの本で見ますと、急ぐことにより3、4カ月で可能だということもありますので、そんなに急ぐ必要もないですが、きちっとまとめて速やかに出していただければと思います。宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。

○16番（佐藤義久） 必要です。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 佐藤議員の趣旨はわかります。私は、天王町長時代から総合発展計画、基本構想については民意を反映したいということで、このあとも公募枠を設けてやるわけですが、ただ、従来どおりの行政で、いわゆる当局が策定して、それを議会にか

けるとすれば、これは半年あればできると思います。だけれども、やはりこの潟上市、最初の基本構想、発展計画でございますので、議会はもちろん民意を反映したその基本構想、発展計画としたいために時間を要するということでございますので、宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） これをもって16番佐藤義久議員の質問を終わります。

（「動議」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 24番。

○24番（伊藤 博） 先ほどの件でありますけれども、16番佐藤義久議員の一般質問の4番目について、今、市長が答弁されましたけれども、確認していただきたいことがあります。というのは、先ほどの質問にもありましたように、魁新報の記事のコピーをお渡ししてありますということを申されました。当然、新聞記事には著作権があるわけですし、これを無許可でコピー、配布というようなことがあれば、明らかに違法行為になります。ですから、その許可を取ってここで利用しているのかどうかの事実確認をお願いを致します。

○議長（赤平末次郎） この動議に賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 賛成の方が1人でもいる限りは、2人以上の賛成者がいますから動議は成立します。今、動議と言ったでしょ。

この動議の取り扱いについて、いかが致しますか。

暫時休憩致します。

午前10時37分 休憩

.....
午前10時40分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

◇41番菅原俊雄議員の発言を許可します。

○41番（菅原俊雄） 41番、日本共産党の菅原俊雄です。先ほどから大変一般質問の皆さんが難儀しているんですけども、私も前段ですけれども、何か緊張感がほぐれてしまって、何だか申し訳ない状況でございます。いずれにしても、前段の皆さんのあいさつがございましたので、それをお借りしまして前段のあいさつを省略しまして、早速質問に入らせていただきます。

私の質問の第1項目は、高齢世代の福祉と乳幼児の医療費の無料化の件でございます。

皆さんもご承知のように、今、本当に小泉内閣のお年寄りいじめとか高齢者いじめとか、それが非常に鮮明になってきています。まさに目に余るような状態だと。年金暮らしのお年寄りの皆さんは大変だと、こういうふうに嘆いております。一例を挙げますと、年金生活の公的年金の控除などの縮小とか、また、住民税の老年者控除、これが廃止されております。そしてまた今、国会で論議されておりますけれども、やっと老人ホームに入った、いわゆる特別老人ホーム等、施設の入所者からもホテルコストという名のもとに、やれ居住費とか食費を全額徴収すると、まさに介護保険法の改悪というのが今の高齢者世代にとっても非常に痛いというふうな声が出ております。

さて、こういうような小泉内閣の悪政の中で、私はほのかな光をおぼえるのは、新市の施政方針でございます。新市長は、「今後の投資的経費を抑制することで、少子・高齢化対策などの福祉を充実させることができる」と施政方針の中で、特に合併のメリットとして強調しております。私は市民とともに、この福祉の充実させることにウエイトを置くという市長の考えに、おおいに期待するものでございます。高齢者の方々、障害を持つ方々も地域の一員としてまちづくりに参加していく福祉の充実対策は、急務と考えています。本市の65歳以上の高齢化率は、17年の3月末現在では21.47%とありますが、ほかに身障手帳の保持者とか、あるいはまた要介護、介護手当受給者とか、生活保護家庭、デイケアとかデイサービスなど、本市の福祉の概要というか実態は一体どうなっているのか。また、高齢世代の福祉に力を入れようとする新市長の福祉、健康に対する今後の施策というか、計画についてを伺いたいと思います。

次に、次代を担う子供たちの成長は、私たち大人の最大の責務と考えています。最近の医療費がかさんで子供を産むことさえためらう、というような現状の中で、潟上市が独自の所得基準の対象から外れた乳児に対して全額医療費を負担してきた施策は、子育てに頑張っているお母さんたちから「本当に助かる」と感謝されております。乳幼児医療費について、「今度は所得制限を撤廃し、無料にしてほしい」という多くの若いお父さん、お母さん、こういう方々の願いを汲み取り、厳しい財政の中だからこそ、ぜひ実現して子育て支援の独自性を発揮していただきたい、と思います。市長の理解ある見解を求めたい。

大きい2項目は、地域審議会の位置づけと推進でございます。

市長は、施政方針の中で、住民参画型の検討委員会や懇談会など設置して、市民の

方々からの意見、提言などを反映し、市民による市民のための計画を策定し、市民とともにつくるまちづくりを目指していくことを強調しています。こうした観点から、昭和地区、飯田川地区に設置する地域審議会、委員の公募を挙げていますが、この地域審議会について3点伺いたいと思います。

第1点は、地域審議会そのものは皆さんもご承知のように時限立法措置であり、また、首長への意見を述べる権限があっても交渉の権限はありません。審議会のメンバーも代議制で選べるものでもございません。しかし、この地域審議会を天王地区だけが設置しない、この理由は私は問うつもりはございません。ただ、天王地区だけ欠けて、市長が目指す市民とともにつくるまちづくり、広範な市民参加と協働によるまちづくりを前進させることができるのかどうか、地域住民とともにいささか疑問を感じています。3地区が共同歩調で進んでこそ、市長の「目指す市民とともにつくるまちづくり」、これが実現するものと考えます。市長の見解は、いかがなものでしょうか。

また、市長の権限でこの天王地区にも地域審議会を設置すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、地域審議会委員の公募の構想と委員の性格というか、任務というか、そういう位置づけをどういうふうに進めようとしているのか。また、実践計画をどう進めようとしているのか伺いたいと思います。

3点目は、市長の提起している市民による市民のための計画策定、市民とともにつくるまちづくりは、住民が主人公の政治方針であり、おおいに歓迎したい。私も市民とともに積極的に参画したい所存でございます。そこで市長の住民参加型の検討委員会の中身、また地域審議会の中身、これがどうも明確でないようです。この点、独自性とか関連性について、住民サイドでわかるような説明をお願い致します。

大きな3点は、職員の給与格差の是正と定員適正化計画についてでございます。

行政が市民生活の隅々まで行き届いて、市政の活性化は一にも二にも職員の働く意欲にかかっていると思います。私は、公私の関係で、最近できた3庁舎に足を運ぶ機会がありました。その都度、職員の働く姿勢、意欲に心から敬意を表するものです。これも新市長のモットーとする住民自治の現れ、と私なりに解釈しております。

合併当初の3つの庁舎は、まさに心寂しいありさまでした。ところが合併後3か月しましたけれども、現在の庁舎の状況は、まさに市民の願いに親切に対応している姿、丁寧に対応している動作、これに対して市民とともに新生の息吹を感じ、職員の待遇改善

に行政と議会が一緒になって今、対応しなきゃならないと、考えております。この職員が給与格差で働く意欲がそがれては、市民にとってもマイナスでございます。今年度は実態を把握し、3年間をめどに調整を図る計画ですが、現段階のおおよその実態をどういうふうに把握しているのか。例えば、本年度定年退職の場合あるとすれば、その退職金や年金を考慮した調整方法を早急に勘案しなければ、財政と併せて格差の是正を進めるべきと考えますが、市長の見解と是正の見通しを伺います。

また、行政の支援が必要な市民に配慮しながら職員定数の削減と市役所の仕事の全面的な見直しを通じて、財政基盤の安定化を図ることもまた急務と考えます。しかし、行政効率だけを問題にして、市民サービスに係る部署や職員を削減して、市政が後戻りしないような配慮、これが今求められると思います。定員適正化計画の策定に対する市長の考えをお伺いしたいと思います。

第4点、私の議運に出した内容と本旨は変わりませんが、前段の方は大きくかみ合うように省きました。新市の建設計画と見通しと推進に関連して、普通建設事業財源内訳の表に示されているように、教育施設の整備の中の1つに、豊川小学校の改築が挙げられております。現在、老朽化が進み、耐震調査結果も心配である豊川小学校の校舎改築に関して、その緊急性から建設事業計画に策定されたものと私は認識しております。市長の施政方針によると、新市の建設計画に基づいた将来構想実現のために、庁舎に検討委員会を設け、現在その策定に取り組んでいるやに伺っております。これからの検討というのか、また、建設計画に示されている豊川小学校の改築計画の見通しというのはどうなのか、市長の明解な答弁を求めます。

最後の5項目ですが、非核と平和、特に平和憲法についての市長の政治姿勢について伺いたいと思います。

平和憲法については、多くの方々が唱えていますが、私は、脚本家であるジェームス三木さんの言葉を借りて、その一端を紹介します。三木さんは、「明治憲法の寿命は56年でした。日本はその間に日清戦争、日露戦争、日中戦争、第二次世界大戦など、数百万の人命を失い、おびただしい数の外国人を殺しました。そして、現行の日本国憲法は60年目を迎えています。第9条のおかげで一度も戦争を起こしていません。戦争では外国人を一人も殺していないんです。平和憲法ができてから、まがりなりにも一人も戦死者を出さずにいます。もしこれが100年続いたら、世界は称賛の目を日本に向けるに違いありません。これほどの国際貢献がほかにあるでしょうか」と語っています。また、

今から20年前、昭和60年3月18日、昭和町議会は、「ここに昭和町は町民の総意を結集して非核平和を宣言する」とを宣言しています。この非核平和宣言を新市に引き続いて、広範な市民とともにこれを生かしていくための運動を私たちは進めていかなきゃならないんじゃないかと、こういうふうと考えております。この平和憲法、あるいは非核に対して、市長としてどういうふうにとらえているのか。特に憲法9条に対する市長の考え方、これを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 41番菅原俊雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

第1の福祉の充実と乳幼児医療費の無料化についてでございますが、福祉の充実と乳幼児医療費の無料化については、まず、福祉の充実についてでございますが、菅原議員が申し上げているとおり財政が厳しいことから、福祉を安易に切り捨てるような政治であってはいけないというご提言につきましては同感であります。施政方針で申し上げたとおり、今後の投資的経費を抑制することで少子・高齢化対策の福祉を充実させることができるかと想定しております。

ご質問の各福祉施策の概要と今後の計画について申し上げますが、身障手帳保持者につきましては、視聴覚障害者109人、聴覚・平行機能障害者114人、肢体不自由者955人、内部障害者360人のほか障害者27人の合計1,565人となっております。認定後の要介護者は1,450人で、利用実人数は1,065人となっております。介護手当受給者につきましては、介護度4と認定された市民税非課税世帯で過去1年間、介護保険のサービスを受けなかった方3人に贈呈する予定であります。

次に、生活保護世帯についてであります。世帯数は278世帯で、人員数は403人となっております。

デイケア、デイサービスについてであります。在宅サービスのデイケア利用者は181人、デイサービス利用者は340人、ほかに訪問介護利用者241人、福祉用具貸与者210人、ほかのサービス利用者212人の述べ利用者合計は1,184人で、利用実人数は739人となっております。

高齢世代への福祉、健康に対する施策につきましては、社会福祉協議会と緊密な連携を取りながら各種事業を展開しております。

ハード面では、軽度生活支援事業、緊急通報体制整備事業、生活管理指導員派遣事業、

介護用品支給事業、寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業などであります。

ソフト面では、高齢者心配事相談事業、介護予防プラン作成事業、在宅介護支援センター運営などを実施しております。

健康対策としては、プラザの運営、針・きゅう・マッサージ治療助成、転倒予防対策事業などを実施しております。

福祉、健康に対する施策と今後の計画につきましては、安心して楽しく健やかに暮らせるまちを基本目標として、市民一人一人が一生を通じて健康で自立した生活ができるよう健康寿命を延ばす、寝たきりにならないための予防を住民と市が一体となって推進してまいります。健康は日々の暮らしの積み重ねが重要であり、行政はもとより、関係機関や住民、地域、企業など、社会全体で取り組んでまいりたいと存じます。

次に、乳幼児医療費無料化についてでございますが、就学前医療費助成制度は、ご承知のように秋田県独自の制度であります。このことは所得制限が設けられておりましたが、自己負担分の全額を県と市で2分の1ずつ負担する制度であります。また、市では独自に県の定める所得基準により対象から外れた乳児に対して、2歳の誕生日以後、最初の3月31日まで、また同様に2歳の誕生日以前、以後、最初の3月31日以降から未就学までの間に入院された場合、申請により入院から退院日までの間に対して特別に市で全額医療費を負担しております。このことは、市が子育てにかかわる経済的支援を積極的に対応しているものと思っております。

また、県ではこのたび提案を考えております乳幼児福祉医療制度の改正は、ゼロ歳児及び住民税非課税者を除き一部自己負担を求めるものであります。このことは病院の重複、多受診を避けることにもなりますので、県議会及び近隣市町村の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

次に、質問事項の2、地域審議会の位置づけと推進について申し上げます。

西村議員への答弁と重複する部分がありますが、地域審議会については合併前の地域住民の声が行政に届きにくくなるという懸念を払拭するため、合併特例法に設けられているものであり、合併前の3町の議会の議決を経て、昭和、飯田川地区の設置が決まったものであります。地域審議会設置は、合併前の各町の意見を尊重し、設置を判断するという経緯がありましたが、ご質問の第1点目の天王地区への地域審議会の設置については、旧天王町議会でも旧町意識を引きずる可能性のある地域審議会は設置すべきでないとしております。私は、旧天王町長として、また、合併協議会会長として合併協

議の確認事項、旧3町議会の議決というものは非常に重いものと認識しております。

市長の権限で天王地区に地域審議会を設置すべきとのことではありますが、地方自治法に基づき審議会を設置するためには、設置条例を議会で議決する必要があります。市長の権限だけで審議会を設置できるものではなく、市議会のご理解がなければ設置できないということをご理解いただきたいと思います。現段階においては、合併して1つの地域として新たなまちづくりに一体的に取り組む観点から設置しないことにしておりますが、今後、市議会や市民の皆様からのご意見を見極めながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

2点目の地域審議会委員の公募と委員の性格、任務の位置づけということではありますが、公募委員については、先ほど施政方針でも述べましたけれども、若干名の公募枠を設け、募集していきたいと考えております。この地域審議会は、それぞれ15名以内で組織し、公共的団体等を代表するもの、識見を有するもので構成することになります。また、所掌事務については当該地区に係る新市建設計画の変更、進捗状況、新市の基本構想の作成及び変更、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し答申するものとし、必要と認める事項については、市長に対し意見を述べるができるものとしております。

私は、昭和地区、飯田川地区の2つの地域審議会については、新市建設計画の進捗状況をご報告しながらご意見を賜りたいと考えております。

ご質問の3点目、住民参画型の検討委員会と地域審議会の独自性、関連性についてありますが、総合発展計画にかかわる住民参画型の検討委員会は、今後のまちづくりの基本となる総合発展計画を策定していく上で、各界、各層の方々から計画素案の検討や政策提案を提言していただきたいと思いますと考えております。また、地域審議会におきましても新市の基本構想の作成が所掌事項にありますので、ご意見、ご提言を賜りながら計画に反映させてまいりたいと考えております。

総合発展計画は、新市建設計画と整合性を図りながら策定するものでありますので、総合発展計画検討委員会、地域審議会でのご提言は、それぞれの会に報告し、それぞれの意見を集約しながら、市民が希望の持てる総合発展計画を策定していきたいと考えております。

質問事項の3、職員の給与格差の是正と定員適正化計画についてで申し上げます。

給与格差の現状における実態については、1つ目は、初任給の給料月額が違うこと、

2つには、主事補から主事、主事から主任への格付け年数が違うこと、3つ目は給料の職階制の運用が違うことであります。したがって、今年度退職者についても、その実態を調査し、この給与調整の中で調整すべきものは調整することになります。

また、定員管理については、前日の西村議員の一般質問に対しての答弁でも申し上げましたが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政ニーズを見極めながら組織の合理化、事務事業の整理・統合等を進めてまいります。本市も例にたがわず、今後、5ないし6年で団塊の世代を含め、職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討しながら、向こう10年間を見据えた定員適正化計画を策定したいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、新市建設計画の見通し、豊川小学校の件であります。新市建設計画は3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう策定しております。新市建設計画は、住民代表による検討委員会やアンケート調査、住民説明会など住民の意見を取り入れた新しいまちづくりの指針となるものであります。今後策定される潟上市総合発展計画は、新市建設計画と整合性を図りながら作成すべきものと思っております。

また、普通建設事業を進める上では財政計画を基に、補助事業の採択を受けて、国・県などの特定財源と特例債を充て、事業を推進していきたいと思っております。

豊川地区は、豊川小学校を中心にコミュニティが形成され、全県に先駆けて県単第1号コミュニティとして認定を受け、32年目を迎えております。合併前に豊川地区から長年の要望事項である豊川小学校改築基本構想が昭和町に提示され、町でも検討委員会を設置し、調査・報告書を取りまとめ、実施計画を立てておりましたが、財源対策や合併推進等により事業実施には至りませんでした。木造校舎の老朽化が激しく、緊急に校舎改築の必要な事業と認識しております。来年度以降、補助事業の採択を受けられれば、合併特例債を充て、早急に整備を進めていきたいと考えております。

なお、天王小学校の耐震構造事業は今年度で終了しますが、まだ耐震改修の必要な小中学校もあります。学校建設には多大な経費と時間を要します。ほかの耐震改造の必要な小中学校も含め、緊急性などを鑑み、年次計画を立てて整備していく予定であります。

最後の非核・平和に対する市長の政治姿勢について申し上げます。

非核・平和については、世界のすべての人々の願いであると認識しております。また、憲法9条につきましても、その理念を尊重し、今日までいたっているものと考えます。

私も大きな理念としてこのことを踏まえて市政を進めてまいりたいと存じますので、宜しくご理解のほどを申し上げます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 41番、再質問ございますか。はい、41番、菅原議員。

○41番（菅原俊雄） 市長の非常に熱意ある答弁、そして市民は大歓迎していると思います。ぜひひとつこの姿勢を崩さずに、困難はたぶん多々あると思いますが、前向きに全力を尽くして頑張ってもらいたいと、こう思います。

これに関連しながら3点、質問させていただきます。

第1点は、乳幼児の所得制限の撤廃の件でございます。

今、財政の厳しい中に、それなりに2歳、乳児の取り組みは高く評価するものであります。今後、学校へ入る前まで、何とか所得制限を撤廃してもらいたいものだ。そこで、この所得制限を撤廃した場合に、市の財政負担というのは大体どのくらいになるのか、この点1つ。

2つ目は、先ほど県議会の動向、あるいは近隣の市の動向を見ながら、この件について対処していきたいというようなご答弁でございましたので、参考のために、二、三ご紹介したいと思います。

1つは、男鹿市あるいは大仙市、由利本庄市、湯沢市など新しく市が誕生したところは、この無料化政策を進めております。一例として大仙市の例を挙げますと、大仙市は「小学校の6年生まで対象を広げ、県の有料化の動向いかににかかわらず無料化制度を継続していく」ということがこの前の議会で市長が答弁しております。

また、湯沢市の鈴木市長は、「所得制限をなくして就学前のすべての子供の医療費を無料にする。すべての医療科目が対象となる」と、こういうふうに答えております。男鹿市も同じような経過でございます。

こういうような中で、やはり医療費が大変嵩む中で、1人しか子供を産まないという人が3人、4人と子供が産めるような環境づくりも、それなりに大事だと思いますので、このことを参考にしながら、対処してもらいたいと思います。

大きい2点目は地域審議会のことでございます。

たしかに天王町議会、あるいは諸々の合併協議会、こういうようなことの経緯もございます。しかし私は、市長が目指す、まさに「生き生き3,600の夢づくり」、そしてここは新市の議会です。先ほどお話したように、私たち議会も議員でも地方自治法にあ

るような例を参考にしながら、何とか3つの地域が同じ歩調でこの仕事を進めていくというようなことは、むしろ市長のために大きなプラスになるんじゃないかと、こう考えます。そういう意味で、ぜひ地方自治法と加味しながら、議会あるいは当局も条例を検討するなりして、再度、機会を見て提案してもらいたい、こう思いますけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

第4点目は、検討委員会の新市の建設計画の検討委員会の件でございますけれども、この検討委員会の委員の中身というか、この辺りよくわかりませんが、この検討委員会の中身というか、大変大きな役割を果たしますので、これをもうちょっと細かくご紹介いただければありがたいのですが。

なお、最後の非核・平和に対する市長の政治姿勢に非常に感銘しております。一緒に頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 菅原議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目の乳幼児所得制限のこの費用経費ということでございますが、年間約2,100万円かかります。それから、大仙市、あるいは湯沢市、男鹿市の事例をご紹介させていただきましたが、これは先ほど答弁で申し上げましたように、県議会、あるいは今言ったこの近隣市町村、それらをよく見極めながら検討したいと、こう思います。

3番目の地域審議会の天王地区のことを条例化すべきではないかというご意見ですが、前にも質問にお答えしましたけれども、合併法定協議会では3町それぞれに諮り、天王町は置かないということを決めております。まだ新市が発足してから3か月にならないのに、それですぐ、というのはいかがなものかということをお自身は考えていますし、再三申し上げますが、旧天王町議会の意見、決定というものを尊重しながら、今後とも進めてまいりたい。なお、気運の醸成の如何によっては条例制定もやぶさかではないと、こう考えております。

それから、検討委員会の中身でございますが、今、中身を詰めておりますが、まず、人数は大体35人くらい、そしてその中に若干名の公募枠を設け、募集すると。それと、まず各団体長さんはもちろんのこと、それから議会からも当然、常任委員長さんなんかは委員になるべきだと私は思っています。そして、今言った公募を含めて35人くらいのメンバーで進めてまいりたいと。市長がこの検討委員会の会長になるのではなくて、こ

の委員の中から会長を選定していただいて、会が自主的に運営していくと。市はサポート役と、説明役に徹するという事を考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（赤平末次郎） これをもって41番菅原俊雄議員の質問を終わります。

◇46番藤原典男議員の発言を許可します。46番。

○46番（藤原典男） ご苦勞さまでございます。最後の一般質問となりました議席番号46番、日本共産党の藤原典男でございます。

新市発足後の本格的な市議会である潟上市6月議会を準備されました市長始め関係の課長、職員の皆様、本当にご苦勞さまでございます。3町が合併し、今までとは違う業務に就かれ、毎日必死な思いでお仕事をされている職員の方も大勢いることと思います。どうか3万6,000人の市民の幸せのために、ご健康にご留意されまして、市民のためにご奮闘されますことをご期待致します。そして、合併して良かった、生きる喜びがわいたと思える新しい新市をご一緒につくっていきたいと思います。特に石川市長には、4年間の市民生活に関する舵取りをされるわけですが、市民の声をよく聞き、それこそ市長がおっしゃる現場主義で頑張られますようご期待申し上げます。

私は、良いことは良い、悪いことは悪いという是々非々の立場で意見を言い、市民生活の向上のために頑張りたいと思います。

また、本日は新市の1年間の予算や方向を決める今回の6月議会を、お忙しい中、傍聴に来られました市民の皆様、遠いところ本当にご苦勞さまでございます。

それでは、7点にわたり市長及び関係の課長に対しまして、簡潔に一般質問を行いたいと思います。市民生活向上に向けた答弁をお願い致します。

第1点目の市長の政治姿勢についてです。

市民が健康的で文化的な生活を営むためには、市政はいろいろな具体的施策を考えて生活の向上を図るために頑張るわけですが、これを行うにあたり、国や県の動向が地方の政治に大きく左右することは承知のとおりです。地方交付税の削減を初め、介護や生活保護、減税や増税、消費者、高齢者の皆さんをめぐる法律などは、地方自治体、すなわち私たち市民の生活と密接な関係であり、国や県の言いなりではいけないし、市長として言うべきときは言わなければいけないと思いますが、これについては全国市長会もいろいろな決議をあげておりますが、石川市長は小泉内閣、寺田県政について、何を市

長として主張し、要望していくつもりなのかを所見を伺いたいと思います。

また、憲法25条を始めとした憲法を暮らしに生かした市政を行う上で、特に所得の少ない方、障害のある方々に対し、特別な配慮をするというお気持ちはあるのか、今考えている施策があるとすれば伺いたいと思います。

次に、上下水道料金について伺いたいと思います。

秋田市では十数年前から生活保護世帯に対し、上下水道の基本料金を含めて使用料金も生活を援助する意味で全額無料にしております。今、生活保護費が昨年から比べて大幅に削減された中で、生活の補てんの意味から、いきなり全額とは主張しませんが、上下水道の基本料金くらいは市で補助、免除をすべきではないかと考えるところでございます。基本料金に生活保護世帯数278世帯をかけても、月にすればそれぞれ数十万円の計算なので、ぜひ減免の要綱を設けて対処されたいと思います。これは平成20年に料金が統一される前にもできることだと思っておりますので、所見を伺いたいと思います。

また、下水道料金については、10立方メートルまではぎりぎり使用しても、そしてまたほんの少量の利用でも一律に基本料金が取られるので、「10立方メートルに満たない場合には具体的な数字で精算されないのか」といった切実な要望も出ておりますので、これについての所見を伺いたいと思います。

3つ目は、下水道工事についてです。

天王棒沼台町内の下水道工事は、旧天王町で平成13年をめどに工事に着手すると決め、平成14年の町政懇談会の場でも「16年度末まで着手する」と明言されたようですが、いまだ工事は終わっておらず、現在は生活排水の臭いなど、ままならないものがあると聞いております。田んぼの水入れ替えの時期や梅雨時などは二、三日で浸透升が溢れ、満杯になり、道路に溢れる状態です。早期に工事にかかるべきではないでしょうか。遅れている原因は何なのか、また、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

4つ目、黒塗りの公用車についての扱いです。

合併により、旧3町の黒塗り公用車の今後の取り扱いはどのようにする考えなのか伺いたいと思います。合併した県内の市町村では、公開で入札をしているところも多いわけですが、潟上市ではどのような扱いにするのか伺いたいと思います。

前副知事は、公私混同でパチンコや買い物にも使っていたが、公用車の取扱規程などあるのか、あるとすれば内容等も伺いたいと思います。

5つ目、市長交際費について伺いたいと思います。

市長交際費の節約と公開は市政に対する市民の信頼にもつながるはずですが、市長交際費節約に対する考え方と公開について伺いたいと思います。最近では毎月の広報に掲載する自治体も増えてきておりますが、そのような方向で公開する考えはないのかどうか伺いたいと思います。インターネットを開いてみますと、行政の円滑な執行を図るために外部との公の交際を進める上で必要な経費という各自自治体がいろいろ市長交際費の公表に関する要綱をつくりまして、酒宴の場合、会費の場合、弔慰・見舞金、接遇、贈答、そういうふうなことで該当するかどうかという条文をちゃんと作っております。このことについてどうなのか伺いたいと思います。

それから6つ目、人事案件について。

今回の議会に助役、収入役の人事案件を提案しなかった理由は何なのか。そのことにより、現在、市民生活への行政サービスや今後の新市計画立案等に影響が出ていないか伺いたいと思います。

また、人事の選任基準はどう考えているのか、所見を伺いたいと思います。

最後に7つ目、雇用対策について伺いたいと思います。

若者の雇用対策について、どのように考えているか、県内の自治体の中には若者を雇用した場合、その企業に対し雇用奨励金を交付している自治体もあるが、このことについての考え方、また、昭和工業団地の活用の現状と今後の取り組みに対する考え方及び誘致規模と雇用見込数について伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。宜しくご答弁お願い致します。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 46番藤原典男議員の一般質問にご答弁申し上げます。

1つ目の市長の政治姿勢について申し上げます。

小泉内閣、寺田県政に対し、何を主張していくかとの質問であります。市長会や市町村長会議で重点的に取り組んでいくべき事項の1つとして、三位一体改革が確実に行われ、地方が真に自主的、自立的、行財政運営ができるよう国に対して求めていくことにしております。

三位一体改革については、税源移譲等に課題を残したまま推移し、今後においても不透明感を払拭できない状況、状態が続いております。税源の移譲、国庫補助金・負担金の見直し、地方交付税の見直しが確実に行われ、かつ地方の自治体財源に有効な措置がとられるよう、県とともに国に働きかけてまいります。

また、地方分権化の進展により、県からの事務権限の移譲が進められておりますが、市の対応としては財政的処置を含めて市民生活に身近なサービスという観点から対応していきたいと考えております。今後も県には、市町村では対応できない介護予防や健康づくりに関する施策の展開として、早期入所が必要な高齢者の待機状況を解消する施策など、あらゆる機会を通じて求めていきたいと思っております。

また、憲法25条に基づいた、特に所得の少ない方々に対して特別の配慮をする考えがあるかということをございですが、私はまちづくりの基本姿勢として生活者優先の施策ということを選挙公約として訴えてきました。この基本的考え方にのっとり憲法25条、特に所得の少ない方への配慮ということも念頭に置きながら今後の行政運営に努めてまいりたいと思っております。行政には総合的かつ財政的見地からの施策選択が求められることもまたご理解いただきたいと思っております。

次に、上下水道料金と下水道については、質問の相手は課長となっておりますが、私から答弁させていただきます。

潟上市の生活保護世帯は平成17年5月31日現在で278世帯、403人となっております。生活保護制度は国民が健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する制度であり、同時に生活、医療、介護、住宅、教育、就労といった人間の生活全般を総合的に守備範囲として、ほかの社会保障制度の不足部分や制度間の谷間を補っている制度であります。生活保護法第10条に生活扶助について規定されており、第1号に衣食、その他、日常生活需要を満たすために必要なものを困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して生活扶助を行うこととしております。その規定に基づき、生活保護世帯に対しては日常生活を賄える分の保護費は支給しております。

以上のことから、ご質問の水道料金の生活世帯への減免については、保護費の中に含まれているものとの解釈から、潟上市は旧3町とも実施しておりません。

なお、県内の秋田市を含めた10市に問い合わせた結果、本市と同様の解釈から減免している市はありませんでした。

次に、下水道料金につきましても県内10の市に問い合わせたところ、秋田市のみ減免しておりますが、それ以外の9市は減免しておりませんでした。下水道事業に関連する経費には、ほかに負担金、分担金がありますが、この経費につきましても申請に応じて減免対象として、現在、8戸減免しております。

いずれにいたしましても生活保護世帯の使用料、利用料等については、個別の減免制

度ではなく、今後の社会情勢の動向を見ながら、福祉政策の中で適切な対応をしていくべきものと考えております。

下水道料金の基本料金については、平成20年度までの料金統一の中での検討課題とさせていただきますと思います。

次に、下水道工事についてでございますが、棒沼台町内会より要望されている下水道工事につきましては、下水管が埋設される現況道路が私道となっております。関係者50名の共有所有者名義となっております。現在、現住所は16名、このことから、市有地同意書の収集を平成16年度の工事实施に併せて、前年度の平成15年度において行いましたが、一部不在地主より同意取得がもらえない状況となっております。町内会長とも連絡協議会を数度行い、対策を練り、郵送ではらちがあかないことから直接県内ほかの市町所在の所有者へ訪問し、ご理解、ご協力をお願いする算段でありましたが、いまだに会ってもらえない状況が続いております。市と致しましては、同意を得てから工事实施するのが原則と考えますので、今後とも粘り強く未同意者へのご理解、ご協力を町内会ともに求めてまいりたいと考えております。

黒塗りの公用車について申し上げます。

合併時には各旧町所有の公用車として3台引き継ぎされました。現在では市長用、議長用として2台あり、1台はリース契約を解約しております。

今後の取り扱いについては、現行のとおり運行してまいりたいと考えております。

公用車の取扱規定はあるのかということでございますが、現在、潟上市において公用車管理規則があります。内容については、公用車の管理、運転者、安全運転者、点検整備、公用車の運行・運転の記録、鍵の保管、交通事故等の処置等が定められております。

市長の交際費についてでございますが、市長交際費につきましては、節約を常に執行しておりますし、その方針は今後も変わるものではありません。また、情報公開は潟上市情報公開条例に基づき公開することになりますが、交際費の積極的な公開については、相手方の個人情報保護の観点から慎重に対応しなければなりません。このあと先進事例等を参考にしながら、今少し研究、検討したいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、人事案件について申し上げます。

助役、収入役の人事案件については、これからの市政運営の大事な人事でありまして、将来を見据えて慎重に考えておりますので、今少し時間をいただきたいと存じます。

選任しないことによって市政運営に影響がないかということではありますが、現在、各部課長に多分の負担をかけておりますが、幹部職員一丸となって影響の出ないよう頑張っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。人選の基準については、その人の人格、能力、まちづくりに対する情熱等々を考慮して人選したいと考えております。

雇用対策についてでございますが、ご同様の質問につきましては30番西村議員、24番伊藤議員への答弁でも申し上げましたが、県内の各自治体にもありますように本市にも潟上市工事設置条例並びに規則等に定める要件に該当する場合は、雇用奨励金の交付を受けることができます。雇用奨励金の中身と致しましては、市内に住所を有する方1人につき年10万円で、その総額は3年間で500万円を限度としております。市では、若者から高齢者まで一貫した雇用対策を今後とも差別なく講じてまいりたいと存じます。

また、昭和工業団地の現状につきましては、平成6年度から分譲を開始し、現在、7工場が操業しております。同時期に県内で分譲を開始した工業団地4か所、本荘、横手、大館第2の中では順調に分譲されている工業団地であります。

今後の取り組みにつきましては、県との連絡を密にしながら、誘致活動の推進を図ることと企業の動向と要望等を把握しながら、企業が立地しやすい環境と新たな雇用対策などを検討してまいりたいと存じます。

企業の誘致規模と雇用の見込数につきましては、前提の試算ではありますが、現在、昭和工業団地全体において約300人の雇用を創出してしております。これまでの団地の分譲状況から見ますと、団地面積28万平方メートルに対し、分譲面積が3万2,000平方メートルであり、分譲率にして12%となっておりますことから、今後の分譲規模として面積5,000平方メートル規模の工場が分譲残面積を勘案し、約50社と致しまして、雇用者の見込数は全体で2,500人から3,000人の範囲での可能性が見込まれております。この残区画を誘致しやすい団地とするためには、現在、大区画用として整備され、企業が立地する上で面積が大きく、これが隘路となっている区画規模を小割分譲できるよう積極的に県に要望してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても昭和工業団地は潟上市の貴重な財産であり、同工業団地を市の人口の増加動向を側面から支え、暮らしに密着した一体施設であります。県内では都市条件を宣伝文句に似たような工業団地はたくさんありますが、平野に開けた交通の利便性と冬季における安定した気象条件など別な角度からも同団地をPRし、誘致活動を徹底してまいり所存でございます。重ねて議員並びに関係者の皆様のご支援をお願いす

るものでございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 46番、再質問ございますか。46番。

○46番（藤原典男） 今、市長から答弁いただきましたけれども、第1の政治姿勢のことについて、また再質問したいと思っておりますけれども、三位一体改革、それから行政改革のことについてはわかりましたし、言うべきことは言っていくというふうなことから、大筋については理解致しますけれども、今月の6月8日に全国の市長会がありまして、その7つの決議を挙げているわけですね。具体的には言いませんけれども。その中では項目だけを言いますと地方分権の問題、三位一体問題、国保の問題、生活保護、リサイクル法の見直し、都市の活性化というふうなことで挙げておりますけれども、その中で国民健康保険制度の抜本改革に関する決議に、国保の安定的運営のための財政措置、一般会計から国保特別会計の繰り入れに対する財政措置と国保の財政基盤強化のための抜本的な対策を緊急に講ずることも決議の中に入っているわけですが、今お話を聞きますと、そういうふうなことも含めて全面的に頑張っていくと。

それから、生活保護のことについて言いますと、国は単なる地方への負担転嫁でなくて、国保負担の引き下げは絶対に行わないことというようなことも決議されているわけですが、このことと、全国市長会議での決議も含めてですね、どういう立場で頑張っていくのかということも再度聞きたいと思っております。

それから、弱者、特に所得の少ない方に対してのお気持ちについてはわかりましたけれども、具体的な施策については他町村の例も勉強しながら、良いものは取り入れていくというお考えがあるのかどうかもお聞きしたいと思っております。

それから下水道料金について、なかなかこれはお金がかかることで大変でしょうけれども、このことについては、なぜこの問題を私が取り上げたかというふうなことについて述べたいと思っております。

これは生活保護の方たちを対象に減免制度をつくったらどうかという私の提案の理由なんですけれども、1つは県都秋田市において一早くこの取り組みをして、現に実施している自治体があるということですね。それはやる気があればできるということが1つ。それから2つ目の理由は、今後、生活保護制度をめぐって各種の支給金額が予定されているからです。潟上市は3級値の2ですので、昨年度と比べて生活扶助費では9歳から10歳では月1,850円の減額、12歳から14歳では1,500円、そして15歳から17歳では何と昨

年と比べて月4,600円も減額となります。また母子加算で、15歳4か月から18歳3か月までの子供さんがいる場合はですね、これは月にして6,670円もの減額なんです。そして老齢加算では72歳以上が4,840円、それから70歳から71歳の病弱者は月2,800円の減額支給、これが昨年と違うところです。しかも母子加算と老齢加算は、もう二、三年後にはなくしていくという状況から、何としても生活保護の扶助費も減っていく中で、やはり行政としてはこの部分をですね、水道料金の基本料金ぐらいは何とか頑張ってもらっていけないか、そういうふうなことなんです。今、生活保護を受けている世帯は、本当に最低生活ぎりぎり、旅行にも行ったことないというふうな家庭が多くいるわけですね。その分、全部補助しなさいというわけにはいかないとは思いますが、上下水道料金に対するほんのわずかな補助ですね、それもやっていただきたい、そういうふうなことの私の主張なんです。もう一度見解をお伺いしたいと思います。

それから、棒沼台町内の下水道工事、このことについてはですね、そのときの会合で付帯事項として町当局も頑張るが、町内会も頑張らなければいけないというものがついたそうですけれども、それに沿って町内会長初め町内会では、地権者の皆さんからの同意書に捺印のために、その土地を離れたり、地権者を探し、自ら手紙を送ったり、県内であれば直接マイカーで出向き、説得していただく活動を粘り強くやってきたということなんです。しかし、今一步というところで止まっているわけですが、これに対してやはり町当局の努力が足りないのではないかというふうな声があります。今、水が溢れた場合、どうなっているのかというような現状把握はしていると思うんですが、早期に頑張ってもらいたい、再度このことについて、見通しについて伺いたいと思います。

それから公用車の問題なんですけれども、公的な使用が必要となれば、私、使用することに否定しませんが、大事なことは個人の私用に使うものではないというのが常識的な判断であることは当たり前のことです。しかし、前副知事はトップの場にありながら、県政の大事なときにパチンコなど個人的なことに使ってしまったわけですね。このとき、本当は運転手さんはそういうふうなことはいけないよというふうに注意したくとも、相手が相手のために、やはり注意できなかったのではないかと、そういうことなんです。ですから、車に乗ればですね、運転手さんと、市長であれば市長、どういうふうにお互いに管理し合っていくのか、そういうふうなことが非常に大事になっていくわけですが、現在の運行日誌には「何時何分」に「何のために」、「どこに行くのか」、帰り

は「何時何分に出発」して、「何時何分に着いた」のかはっきり書かれているのかどうかも含めてですね、また運転手の時間外手当や運行についても妥当なものと客観的に判断できる体制にあるのかどうか、再度伺いたいと思います。

それから市長交際費についてなんですけれども、今いろいろな自治体が広報だけでなく、現在、インターネットでも数え切れないほど掲載されております。旧天王町長、現在石川潟上市長はですね、ことし3月の天王町議会の私の一般質問に対し、「交際費を公開することは躊躇しない。その使いみちについても公私混同はしない」と具体的に答弁されました。私はこの件については強く、たいしたものだというふうなことで感動しましたけれども、個人名を伏せればですね、付き合いの関係とかいろいろあるというふうなこと、個人情報というようなことも言われましたが、そういうところを伏せてもですね、実際に今のいろんな自治体ではインターネット上でも、それから広報的にもやっておりますので、ぜひそういう配慮をしながらやっていただきたいと思います。

それから助役、収入役がいなくことによって各課長に負担がかかっているということは、やはり影響があるというふうなことですね。ですから、市長は人事案を検討し、議会に早急に提案する機会を持つべきだと思います。

それから選考基準については、私は概ね了解しましたけれども、やはり地方自治法にのっとり、それを守って市民生活のために頑張るというふうな方であれば私は良いと思います。

それから雇用対策についてなんですけれども、潟上市の工場の設置条例では、奨励金のことについて基準をうたっておりますが、私は特にですね、その範囲外の、雇用保険適用事業所を対象としてそういうふうなことができないかということなんです。たいてい全国的な企業には3か月間10万円の制度が一般的のようですけれども、雇用保険適用事業所を対象としてできないかというふうなことです。

それから、今後の雇用規模についてはわかりましたので、ぜひ市長さんに頑張っていただきたいと思います。再質問をもう1回宜しくお願い致します。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の1点目でございますが、全国市長会の7点の項目については頑張っていくということでございます。

なお、7点の件で最も重要な事項というのは、道路財源の確保ということも大きなウエイトを占めております。

それから、2番目の他町村を参考にしていくのかということでございますので、今しばらく時間を貸してほしいと。

3番目の下水道料金については、「やる気があればできる」と、「頑張れ」ということとでございますが、先ほども答弁で申し上げましたが、市政というものは、計画的、財政的、全般を考えてやらなければならないということもご理解くださいと申し上げておきたいと思います。

それから、下水道料金も絡めてなんです、今、三位一体改革の中で、いわゆる税源移譲というか職務権限というか、義務教育と生活保護、これが地方に回すというようなことで、大変な、今、財政負担を生じていることも中にはあるということをご理解願えればありがたいと思います。

棒沼台については、当局の熱意云々ということとでございますが、それこそ地域の要望をかなえるために一生懸命職員も頑張っています。今後とも頑張っていきたいと、こう思っています。

それから、公用車のことについては、これは当たり前のことでありまして、規則等について、あるいは運転手の時間外勤務手当等々は、十分考慮しながら進めてまいりたいと、こう思っています。

それから、交際費については、私自身はやぶさかではありません。ただし、この交際費については行政委員会、議会もありますので、今後その方々ともよく検討しなければならないということとあります。

それから、人事案件は早急にとということとでございますが、早急と思いますが、なお慎重に考慮していきたいと、こう思っています。

それから雇用対策については、雇用保険業種と申しますか、これらについても今後検討課題とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 46番。

○46番（藤原典男） 下水道料金については、ご理解してもらいたいというふうな話なんですけれども、こちらも、やはりそういう実態ありますので、ぜひ料金の統一前はちょっとできないとは思いますが、その後には検討課題としていただきたいと思います。

交際費についてはやぶさかではないというふうなことです、ぜひ毎月の広報にで

も、それからインターネットにでも載せれるような方向で、方向でですよ、進めていただきたいと思います。

あとについては了解致しました。もう1度宜しくお願い致します。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。

○46番（藤原典男） はい。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 下水道料金については、検討課題ももちろんですが、今少し勉強をさせてほしいということでございます。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして46番藤原典男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は、すべて終了致しました。

本日の日程は、これで全部終了致しました。よって、本日はこれにて散会致します。

誠にご苦労さまでした。

なお、20日午前10時から本会議を再開致しますので、ご参集をお願い致します。

ご苦労さまでした。

午前11時50分 散会